

## 佐賀県教育委員会訓令甲第二号

県立学校

佐賀県立学校長の権限に属する事務の専決等に関する規程（昭和五十六年佐賀県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

第三条中「もの」を「事務」に改める。

第四条第一項中「ところにより」を「事務を」に改め、同条第二項中「事務長」を「統括事務長及び事務長」に、「ところにより」を「事務を」に改める。  
第五条の見出し中「副校長等」を「副校長」に改め、同条中「に規定する」を「の規定により専決しようとする」に改める。

第六条中「教頭」の下に「、統括事務長」を加え、「前条に規定する」を「第四条第一項又は第二項の規定により専決しようとする」に、「同条」を「同条第一項又は第二項」に改める。

第七条中「教頭」の下に「、統括事務長」を加える。

第八条第三項中「事務長」を「統括事務長及び事務長」に改める。

第九条中「教頭」の下に「、統括事務長」を加える。

別表第一の第一号中「教頭」を「副校長及び教頭」に改める。

別表第二中「事務長の」を「統括事務長及び事務長の」に改め、同表の第一号中「教頭」の下に「、統括事務長」を加え、同号ア中「並びに」の下に「時間外勤務代休時間及び」を加える。

## 附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。